

産学公連携活動と特許法

国立大学法人山口大学教授・知的財産部門長

山口ティーン・エル・オー取締役(兼任)

佐田 洋一郎

抄録

イノベーションは異質の文化の融合の中からも創造されるとドラッカーは述べている。産学連携活動は正に異質の文化の融合の実験場である。

特に国立大学の法人化以降、これまで研究と教育に没頭しながら、他の文化とは一線を画して独自の文化(学術)を深化させてきた大学に、第三のミッションである社会貢献が要請され、異質の文化との融合の展開が求められ始めた。その異なった文化(産業界と学術界)が円滑に融合するためには、一定のルールが必要になる。このルールの一つが、すなわち知的財産権法である。産業界では当たり前で運用されて来たこの知的財産権制度を、これまでなじみのなかった学術界に持ち込むためには、現場の状況に応じたきめ細かな対応が求められる。特に、何が問題で、どのようなことに注意を払えば良いのか、等を、紙面の許す限り取り上げてみたい。これを機会に知財弱者である大学に対し、会員諸兄の支援がなされることを切望して止まない。

I. はじめに

産学公連携活動の紹介記事となると、その取組体制やその成果物が紹介されるのが定番である。しかし、本誌の読者は、産学連携活動自体もさることながら特許法との関わりに関心があるのではないかと勝手に解釈し、もし、大学関連の仕事に興味を持たれている会員諸兄がおられたら、将来その方面の仕事に関係する前にも程度知っておかれたら良い、と思われる内容をこの機会に紹介してみたい。

II. 大学が産学連携に取り組む背景

【組織的産学連携の夜明け】

まずは背景から説明する。ご存じのように、1980年頃までの我国においては、社会通念の面から、大学等が特定の企業と結びつくことが許容され難かったという状況もあり、大学等と産業界の間では「契約によらない産学連携」の形が多くとられていた。学会等の場を活用した研究情報の交流、奨学寄附金等の制度を活用した研究面での協力、学生や院生の企業への就職等を通じての知識や技術の移転等がせいぜいで、研究面では個人単位による連携が主流という状態が永らく続いていた。こうした状況を打開するため、組織的に取り組む施策が1980年代から展開され始め、

1983年には民間等との共同研究制度の発足、1987年には学内に共同研究センター設置開始など、国立大学を中心に産学連携の各種制度や体制が順次整備されていったのである。

【大学とTLO(技術移転機関)】

一方、米国においては、米国政府の資金によって大学が研究開発を行った場合、大学側や研究者に特許権が帰属することを認める「バイドール法」(1980年:アメリカ合衆国特許商標法修正条項の通称)が制定され、イノベーションを切り拓く研究開発に大学等の研究者を巻き込む体制が整備された。こうした米国の動きに遅れること15~20年、我国の大学知財の活用に関する取り組みが始まり、「大学等技術移転促進法」(1998年)及び「産業活力再生特別措置法」(1999年施行;通称日本版バイドール法)が制定された。こうした法整備を背景に、主に大学の技術移転に取り組むTLOが、当初は経産省主導で逐次設立される等、大学における研究成果の民間等への移転システムの整備が急速に図られてきた。私が兼業で役員就任している山口TLOも、1999年に教員の出資(無利子)とボランティアで設立され、現在、勢力的な活動を展開している。

このように、我国の大学等における産学連携・技術移転は、初期段階においては、学内に共同研究センターを整備

することによる研究面での産学連携の促進、兼業の規制緩和によるコンサルタント活動等の推進など、またその後のインターンシップなどによる人材育成面での産学協働推進、TLOによる特許等の技術移転促進、といった体制の整備により展開されていった。

【大学の責務】

21世紀に入ると、2000年からの研究成果活用型役員兼業の承認開始、2002年からの大学発ベンチャーへ創出支援制度の創設など、大学等の研究成果や人材をもとにした大学発ベンチャー支援も強化されることになった。また、知的財産基本法（2002年制定）で、大学においても知的財産の「創造、保護、活用」を図ることが責務とされた。次いで、2003年には大学等における知的財産を戦略的に実施する体制整備を目的とした「大学知的財産本部整備事業」が全国43の大学と機関で開始された。山口大学もそのうちの一枚に採択され、その直後に私の大学への赴任命令が来た。

更に、2004年には国立大学が法人化され、それに呼応して各大学が「知財ポリシー」を策定し、知的財産の効率的な循環システムの構築を図った。これは、大学の社会貢献を推進し、以て教育・研究の向上を目指そうとする理念に基づいたものであり、これにより大学における産学連携活動や知的財産整備事業が推進されることとなった。

Ⅲ. 研究・教育現場での特許法

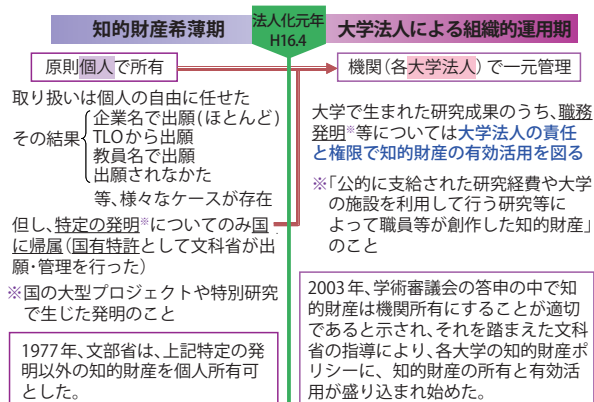
1. 職務発明規定

特許法第35条の職務発明の規定は、多かれ少なかれ知財関係者には馴染みのあるものである。ところが、大学の知財業務に就いていきなり悩むのは、この規定である。大学の業務とは？ 教員の職務とは？ である。特に最近、大学の社会貢献が上記のように叫ばれるようになったことから様々な業務が発生し錯綜しているため、定義しづらくなっている。

【大学独自の職務発明規定】

大学の職務発明については、特許法第35条の職務発明とは別に、主に法人化以降のように独自の定義が設けられた。「大学からあるいは公的に至急された研究経費を使用して大学教員等が行った研究または大学の施設を利用して行った研究の結果生じた発明」。これは2003年4月の科学技術・学術審議会産学連携推進委員会でのまとめとし

大学における知的財産取扱いの大改革（機関帰属）



て発表された「新時代の産学官連携の構築に向けて」で示され、多くの大学はこの考え方を規則に取り入れた。各大学は、この規則を運用して知的財産審査委員会を設け、「大学として承継して出願するかしないか」、「外国出願するかしないか」、「審査請求するかしないか」等の審査を行っている。山口大学の場合も、審査は毎回白熱し、侃々諤々の議論となる。その様を見た企業出身者は、企業でもこままではない、と一様に驚く。

最近、この委員会に弁理士等の知財の専門家を招聘する大学が増えている。その専門家が、審査会場で職務発明の本来の定義について蘊蓄を披露し、空気が読めずに評判を落とした、という話も聞いた。ユメユメこのようなことにならないよう予め情報を入れておき、異質の文化圏と割り切られることをお勧めしたい。

2. 発明者の認定問題

大学では、企業でほとんど耳にしない「発明者認定」の問題が起きている。事務局を除き、教育・研究の自由をモットーにしていることから、マネジメントが効かないことに起因している、と指摘する関係者もいる。産学連携活動において、共同研究には複数の研究者や院生が関係するため、「発明者認定に絡む問題が発生しやすい環境にある」ことを知っておくと、大学への理解もしやすい。

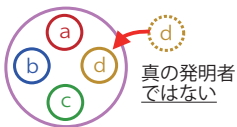
この問題は大きく二つに分けることができる。

- ①発明者でないものを発明者に入れる場合
 - ②発明者で有りながら排除される場合
- である。

大学には、論文の著者に研究補助等の関係者や、(以前)師事を仰いだ者までも加える文化の延長線上で発明者を決

発明者認定で問題となる2つのパターン

① 真の発明者ではない者を追加して出願した場合(深刻さ小)



★ 願書には、真の発明者 a b c のみを書かなければならない。d を加えたと出願は却下(特36条1項2号→17条3項→18条1項)。

訴えを起すのは主に第三者であるが、登録後は d が出願人になっていない限り無効事由はなくなる。

② 真の発明者を排除して出願した場合(深刻さ大)



★ ニの発明した部分はイロハの冒認出願となり、拒絶又は無効(特49条7号,123条1項6号)。

★ 共同発明は、共有者と共同して出願しなければ拒絶又は無効(特38条,123条1項2号)。

訴えは当事者ニが起こし、登録後でも無効事由は継続する。

める傾向がある。これが①のケースである。研究室の院生にやる気を出してもらうために発明者に加えたい、と言われたこともあった。これらの経験を踏まえ、山口大学では、創作届を出して来る教員に「真の発明者」の判例をまとめたメモで説明し、注意を喚起するようにしている。

「こんな大事なことが、なぜ法律に明記されていないのか!」と、的を得た質問を教員から受けることもあった。

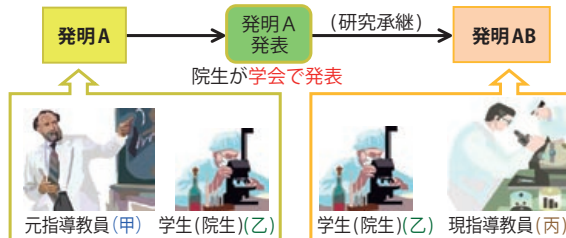
ただ、大学の場合、生まれた発明に関し、研究者や研究補助者(助手、院生等)の役割の線引きが難しく、現実には考えにくい仮に発明者表記違反の方式指令(特36条1項2号、17条3項、18条1項)があったとしても、発明者補正をすれば済む程度のことなので、教育現場であることを鑑み、あまり目くじらを立てないようにしている。

②のケースは少し厄介になる。この場合、クレームをつける者は、発明の創出過程の情報をしっかりもっている当事者であり、裁判に行くケースも少なくない。もし共同出願違反(特38条、123条1項2号)が冒認出願(特49条7号、123条1項6号)が判明すれば、出願は拒絶、登録後は無効となる。

【現場で訴訟勃発】

実際にあった事例で説明しよう。前任の指導教員(甲)の転任があり、そこで指導を受けていた院生(乙)と研究成果(A)を受け継いだ後任の教員(丙)は、院生(乙)の指導を継続して研究成果(AB)を完成させ、特許出願した(研究成果Aは特許化されていなかった)。その時、発明者の認定を巡って訴訟が発生した。前任の指導教員(甲)は、本件発明(AB)は自分も発明者であると訴えたのである。判決(平成19年(ネ)第10037号)が出るまで5年の歳月を要し、当事者(甲、丙)の経済的な負担に加え、その間

研究現場での発明者認定問題



学会発表後の発明ABの発明者は誰?

ヒント：一旦発表された発明は、特許権がない限り万人共有の財産とみなされる

の指導教員としての研究・教育はストップし、大学も打撃を受けた。裁判の結果は、後任(丙)の勝利であった。なぜなら、前任(甲)の指導を受けていた院生(乙)が、Aについて既に学会発表しており、前任の(甲)はその事実を把握していながら、後任(丙)を訴えた。特許法上、(学会等で)一旦公になれば、その時点でその開示された技術思想は万人共通の財産になるので、特に発明(AB)の発明者に入れなくても良いことになっている。このことを前任(甲)が知っていれば(知っている教員は非常に少ない)、訴訟のための無駄な金と時間をかける必要はなかった。学内でしっかりと知的財産権のルールを浸透させなければ、大学の現状からすると同じ事件が起きてても不思議ではない。大学での知財専門家の番は、これからも大いに必要と思われる。

3. 共同発明と利用発明

(1) 共同発明

大学の英知を国全体で利活用しようとするということについては、先に述べた知的財産基本法、国立大学法人法(2003年制定)、教育基本法(2006年改正)、学校教育法(2007年改正)等で社会貢献と併せて盛んに明示された。この背景には、日本の国際競争力の強化策があると穿った見方をする人もいる。

具体的な利活用の方法には大きく二つのパターンがある。

- ① 大学の英知を携えた教員と、お金(共同研究費)を携えた企業の研究者が協力して研究成果(技術思想)を創出する
- ② 大学の知を企業に移転し、企業で事業化を図る

①は、主に大学と大企業間に見られ、②は大学と中小企業間で期待されている。前者は、共同研究の共同発明、共同出願のコースをたどり、大概「弁理士費用も含めた出願に係る費用は折半」と企業から主張される。しかし、大学

への国からの予算(交付金)は法人化以来下降の一途で、あまり公表されていないが、国立大学の教員の年間の一人当りの教育・研究費が一件の特許出願の弁理士費用と同程度まで下っている。この状況下で、特許だけに多くの費用(多くの大学人の感想)をかけられる雰囲気ではない。企業にはこういった事情を理解して貰い、大学の持分を減すかわりに特許の出願費用の負担をお願いしている。とは言え、この交渉が常にうまく行くとはい限らない。特に、多額の費用を要する外国出願ともなると、企業は大学に対し、費用が出せなければ持分を放棄するよう迫ってくる。その場合は、最後の切り札として、「大学は出願しないことを選択する」と反撃を試みる。共同発明の場合、共同で出願しなければならぬという特許法38条を楯にとるのである。この戦術は、案外に効果を発揮してくれる。

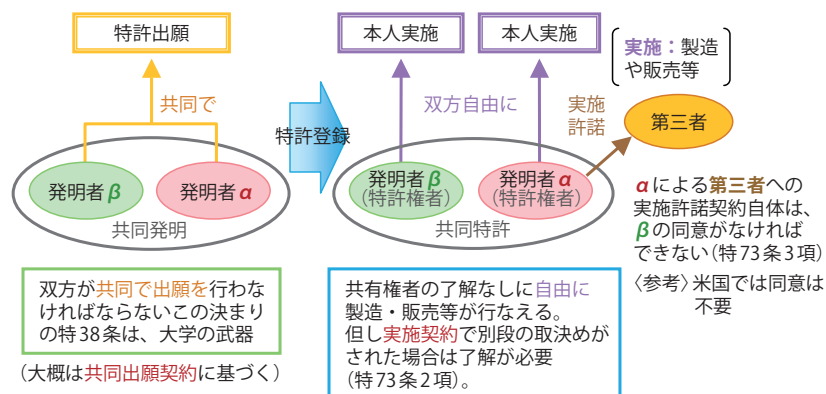
但し、この共同発明は、実施のステージに入ると受難の時期を迎える。共有権者は自由にその特許権を実施(製造、販売等)が可能(特許法第73条第2項)であることは、国立大学法人法により製造や販売が禁じられている国立大学にとって頭の痛い問題となる。つまり、共有権者の企業に、「当該発明で利益が上れば少しは大学に還元してほしい」と要求するしか方法はなく、それがないと発明者への対価も支払えない。これが所謂「不実施補償交渉」で、大手企業であればあるほど簡単には応じてくれない。特許法に精通していると称する専門家は、簡単に「特許法に『別段の定めをした場合を除いて自由に実施できる』とあるから、契約時に別段の定めをすればいい」とアドバイスをす

るが、これは机上の空論である。これまで8年間契約交渉をやってきたが、『別段の定め』の入った契約に合意してくれる企業は皆無であった。そこで、どうしてもロイヤリティーの支払いに合意してくれそうもない企業に対しては、共同研究費の上積み交渉に移る。研究開発費であれば、ロイヤリティーのように直接製品コストに跳ね返りにくいいため、意外と承諾してくれることが多い。この共同研究費の上積みは、当該教員が喜ぶだけでなく、大学に間接経費(事務管理費)として8~10%が入り、しかもその半分が産学連携活動費(山口大学の場合)として廻ってくるため、我々にも有難みがしみる状況となる。

(2) 利用発明

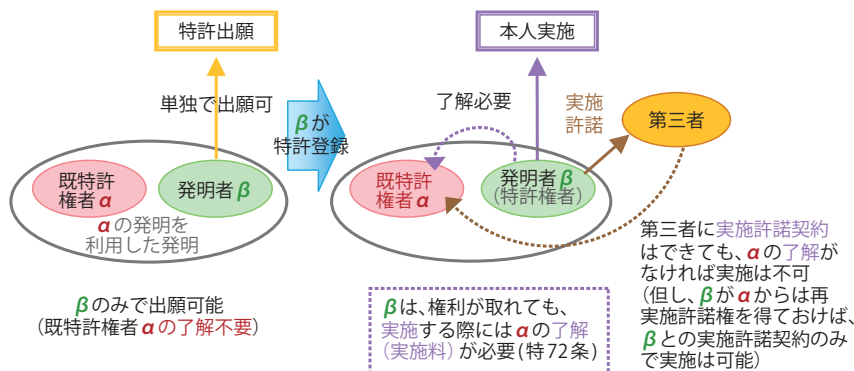
共同発明と似ているようであるが、全く異なる機能をもつ。ここで、本学で起った利用発明に絡む事件を紹介する。ある教員が最初、A企業と共同研究を行い、成果が出て両者で特許を取得した。ところが、A企業に経済上の問題が生じて実施まで及ばず、共同研究も解消した。その後、その教員にB企業からアプローチがあり、新たな共同研究を開始した。そして、前の研究を深化(付加的改良)した形で、B企業と共同で特許を取得し、今度は実施までこぎ着けた。すると、A企業から思いもよらないクレームを付けられた。その教員は、B企業と特許を取得できたことから、A企業との関係は完全に終わったと信じ込んでいた。利用発明の規程は、共同発明とまるで逆で、出願の際には、内在している発明の特許権者Aの承諾は不要であるが、実施

共同発明の出願と実施の際の注意点(発明者が権利者の場合)



【大学が苦慮している問題】国立大学は、実施ができず収益手段がないため、発明者への対価が払えない。そこで、利益をあげた共有権者に対し、大学への応分の見返りもなく済まそうとすることは良識的に考えておかしいのではないか等、契約の際に争点となっている。これがいわゆる「不実施補償」といわれるもの。

利用発明の出願と実施の際の注意点



《注意》論文発表(特許権無し)されたαの発明を、活用して発明したβは、自由に特許出願や実施ができる。αが権利主張できるのは論文の表現が勝手に使われた著作権であり、論文の**中身(技術)**は使われても、特許取得が無ければ**黙認**以外の方法はない。

においては、A企業の承諾が必要となる。その教員もB企業も、これらのことを全く理解していなかったのである。A企業がロイヤリティーをゲットという結末を迎えたことは言うまでもない。

ここからは反省を込めた話しになるが、もし教員が、最初の段階で大学からの単独出願をしていれば、A企業からのクレームが来ることはなく、B企業の実施において、特許法72条に規定された利用発明として、ロイヤリティーを獲得できたはずである。つまり、大学は、まずコアとなりそうな技術を単独特許で固める(この意識が薄い研究者は実に多い)。次にそのコア技術(特許)を種としてB企業と共同研究を行い共同発明の特許を取得する。その際「利用内在型共同発明」にするように教員にはアドバイスしておく。そうすれば、コア技術の特許をもっている大学は

優位に立て、不実施補償問題で頭を悩ますこともない。この方法は、大学等の不実施機関にお勧めで、3.(1)で述べたパターン②の技術移転に際しては、大いに活かしてほしいものである。

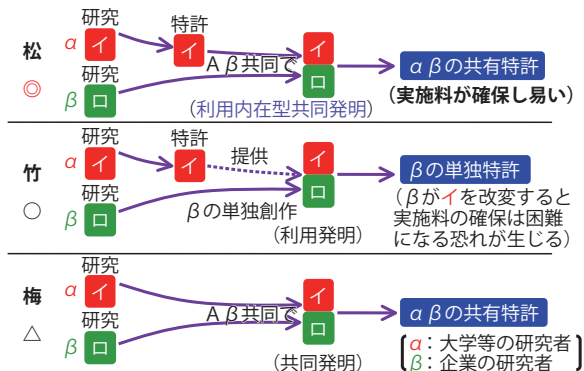
4. 新規性喪失の例外規定

特許法第30条とは、「出願前に公表しても6ヶ月以内に
出願すれば、新規性が失われたと見なさない」という規定である。迅速に情報発信が求められている大学にとって、特許出願前に発表ができるということは実に有難い規定である。日頃、単独で研究している教員にとって、学会発表での反響を確認したり、意見交換でアドバイスを得ることにより、「ニーズに、よりマッチした特許を構築できる」、「学会発表ギリギリまで実験を行うことができる(良くあるパターン)」、「発表後に更に実証試験等で幅広い特許を構築できる」等、この例外規定のメリットは枚挙にいとまがない。

【大学での特許法第30条の扱い】

しかし、大学の事務管理部門からは、やや嫌がられている条文でもある。理由は、新規性喪失の適用による出願は、ヨーロッパでは特許が取れない、つまり海外マーケットが狭くなるということである。これにより、JST(科学技術振興機構)による外国出願に係る経費(弁理士費用も含めて)の支援が受けられなくなる(JSTは公式の場合では、この適用を受けた出願の支援はしないとは言わないが、8年間のやりとりから鑑て、まず間違いはない)。外国出願費用

大学等の知財戦略は利用内在型共同発明で
(大学は将来特許イの維持が負担の場合、折りを見て譲渡の選択を)



は、関東の某大学以外は、皆JSTの支援に頼っているのが現状である。現在、多くの大学において、経費面から出願を厳選することを余儀なくされていることから、この新規性喪失の例外規定の適用を受ける出願というだけで、何となく瑕疵のある出願と見なされ、事務的に厳選の対象となっている。

現在、特許庁で、この特許法第30条の使い勝手をよくするために適用条件の緩和策をご検討頂いているようであるが、手続き面よりむしろ、根本の問題はヨーロッパにおける制度の不統一にある。海外戦略が求められている大学の知財としては、特許制度のハーモナイゼーションの一環として、ヨーロッパにも同様の制度を設けることを、できれば特許庁のような国の機関から、是非働きかけて頂きたいのが切なる願いである。

5. 試験・研究の例外規定

大学の研究者に誤解されているものの中に特許法第69条がある。

「特許権の効力は、試験または研究のためにする特許発明の実施には及ばない」とあるため、教員の多くが研究室での研究活動の全てに及ばないと思っている。しかし、特許法における試験・研究は以下の3つの、極めて限定したものである。

- ①特許の改良を目的にした試験・研究
 - ②特許の効果や副作用等を確認するための試験・研究
 - ③特許性(特許庁の判断)に納得がいかない為、本当に特許を得る条件を満たしているか確認するための試験・研究
- これを教員に説明すると、驚くというより心配になるようだ。大学の研究には、第三者の研究成果を活用しながら研究を深化させるものもあり(論文の引用率に表れる)、この場合、上記①～③いずれの条件にも該当しないことになる。特に、バイオやライフ系分野で、実験具等を学内で作ってしまうことは珍しくない。そうなると、たとえ研究室での研究であっても特許侵害になりえ、結果的には不安を煽りかねない。特許を知れば知る程この不安は大きくなる。因みに、明治42年の特許法で、『研究又ハ試験ノ為ニスル特許発明ノ応用』(29条1号)及びそのような試験研究『ニ依リ制作シタル物』(同条4号)に対し、特許権の効力が及ばないという現行法69条に当たる規定が早くも設けられている。つまり、試験研究のための実施は、基本的に『業』としての実施には該当しないとの観点から、「特許権の効力の範囲外におかれた」と見ることが出来る。

【特許法第69条の染野説】

前述の①～③の条件(解釈)が加わったのは、80年後の昭和63年に、染野敬子教授の発表した論文の説が、特許法第69条の解釈として採用された、という経緯がある。これを発表した当時、大学等の研究機関がさほど知財活動に関心が持たれていなかったため、大学関係者からの議論は特に起きていない。活力ある経済社会を目指す知的財産基本法が発表されて以来、知的財産をめぐる環境は、予想もしなかった様相で展開を始めている。当該69条が制定されて約100年、染野説が発表されて約20年、更に大学等の純粋研究機関による知財活動が活発化し始めた今日、我国における試験・研究活動に強く影響を与える本条文の持つ意味や効果的な運用方法等を、第一線の研究者も交えて検討することは、極めて意義があることと思われる。

【現行下での特許法69条の対処法】

大学の特許は、経費等の問題から、早い段階で企業への譲渡が試みられている。しかし、状況によっては、特許或いは特許を受ける権利を譲渡すると、その研究が止められる可能性も出てくる。特許の譲渡契約に際し、教員の研究の継続を保証する条項を入れておくことが大事である。将来、万が一友好関係が遮断した時に安全弁となるからである。

6. 国内優先出願

出願後1年以内であれば最初の出願とその改良出願を包括できる(特許法第41条)という、強い特許の創出に有効な制度がある。但し、「出願人(発明者ではない)が一致していること」という条件付きである。この条件が大学にとって大きなネックとなる。そもそも、企業では、研究部で1つの発明の種が生まれ出されると、それを開発部や事業部等で製品化のための研究がなされ製品化まで仕上げる。そのため、もとの発明者と応用発明者が異なることは珍しくないが、出願人が変わることは殆どないので、出願人一致の条件でも不都合なことは生じない。

【特許法第41条の大学での問題点】

一方、大学では、研究者の大学間の流動化が進み、発明者が他大学へ移る際、機関帰属による出願人の変更が起こりやすい。つまり、転籍先で改良発明の国内優先出願しようとしても、出願人が異なるため、この制度は利用できないことになる。企業は組織を、大学は個人を尊重するため、同じ対応策を取るのでは困難な場面が生じる。昨今、大学

特許も群による強化が求められており、国内優先出願ができる条件に、できれば「発明者同一」も加えて頂きたいものである。

7. 研究ノート

産学連携関連グッズの一つでもあり、最近話題となっていることから、この機会にご紹介したい。山口大学は、比較的早い時期に、先発主義のアメリカで発明者立証の必需品である研究ノートに着目した。法人化直後にコクヨと共同開発し、いわば産学連携活動の申し子である。法人化後、共同研究が盛んになることが見込まれたからである。当初、教員達が感覚的に決めていた「特許の持分」なるものが将来の収益配分に影響することが解り始めると、研究ノートに研究記録を取ろうとするようになってきた。アメリカとは異なる使い方であるが、我国の、特に大学において、研究ノートはこのような形で普及しつつある。本学共同開発の研究ノートも、現在では700大学の生協で取り扱う体制を敷いている。また、本学では、共同研究を開始しようとする教員にこの研究ノートを渡し、記録のタイミングとして以下の3つのステージがあると呼びかけている。



【研究ノートをつける3つのタイミング】

・第一ステージ：秘密保持契約を結ぶ前

教員は共同研究開始前、当該研究テーマに関する未公開の情報を温存していることが多い。共同研究のための秘密保持契約が結ばれると、それ以降のテーマ内の情報の学会発表、論文公表には、相手の了解が必要になるが、契約以前に存在した情報は適用外となる。「以前に存在した情報」の証明手段として研究ノートが威力を発揮する。

・第二ステージ：共同研究の実施中

特に、複数の企業相手に共同研究を進めている教員に、情報のコンタミネーション防止の為、企業毎にノートを分け、しっかりとした記録を取るようお願いしている。また最近では、コンプライアンス（法令遵守）のため、研究成果物を海外に出す場合の外為法や、資源国から菌類等を持込む際の生物多様性条約の対応結果等を研究ノートに記録するよう、注意喚起している。

・第三ステージ：共同研究終了（解消）後

これが意外に盲点である。教員は、共同研究を解消しても同じテーマの研究を継続することが多く、成果物が生まれると単独出願を行おうとする。一方、共同研究していた企業からすると、こちらが提案したアイデアが入っているのではないかと思えるケースも生じる。民法では、離婚後10ヶ月以内に生まれた子供は前夫の種が入っていると見なされる。子供の場合は10ヶ月で時効となるが、アイデアには時効がないので、研究者は、共同研究時の研究足跡の確認ができるような研究ノートにしておく必要がある。

IV. 終わりに

平成16年に、「大学」という官庁や産業界とは異質の文化圏に飛び込んでから、毎日が戸惑いの連続であった。知財に関係されるOBの方々には、直接あるいはクライアント等の企業を通して間接的に、大学に関わることが増えてくると思われる。その際に、この経験談が何らかの形で参考になり、少しでも皆様のお役に立つことを期待したい。併せて、今回の未曾有の災害からの復興に、大学の英知が少しでも役立つことも期待している。被災地の復旧復興のためにも、我が国全体の経済活力の向上を願って、産学連携を推進していきたい。拙稿を御一読下さった諸兄の御理解、御協力を切にお願いする次第である。

なお、大学の知財についての疑問・質問は、文部科学省科学技術・学術政策局 産学連携・地域支援課 大学技術移転室の大学知財ホットラインで受けている（03-6734-4075、http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/08100123.htm）

profile

佐田 洋一郎（さた よういちろう）

昭和47年 特許庁入庁
 昭和51年 審査第二部事務機器審査官
 平成8年 審査第二部応用光学審査長
 平成10年 審判部第四部門審判長
 平成13年 審判部第六部門部門長
 平成16年 国立大学法人山口大学教授・知的財産部門長
 平成18年 山口ティール・エル・オー取締役（兼任）
 現在に至る